

THE AUSTRALIA ICOMOS CHARTER FOR THE CONSERVATION OF PLACES OF CULTURAL SIGNIFICANCE (THE BURRA CHARTER)

Adopted by Australia ICOMOS February 23, 1981

PREAMBLE

Having regard to the International Charter for the Conservation and Restoration of Monuments and Sites (Venice 1966), and the Resolutions of the 5th General Assembly of ICOMOS (MOSCOW 1978), the following Charter has been adopted by Australia ICOMOS.

DEFINITIONS

ARTICLE 1.

For the purpose of this Charter:

1.1 *Place* means site, area, building or other work, group of buildings or other works together with pertinent contents and surroundings.

1.2 *Cultural significance* means aesthetic, historic, scientific or social value for past, present or future generations.

1.3 *Fabric* means all the physical material of the *place*.

1.4 *Conservation* means all the processes of looking after a *place* so as to retain its *cultural significance*. It includes *maintenance* and may according to circumstance include *preservation*, *restoration*, *reconstruction* and *adaptation* and will be commonly a combination of more than one of those.

1.5 *Maintenance* means the continuous protective care of the *fabric*, contents and setting of a *place*, and is to be distinguished from repair. Repair involves *restoration* or *reconstruction* and it should be treated accordingly.

1.6 *Preservation* means maintaining the *fabric* of a *place* in its existing state and retarding deterioration.

1.7 *Restoration* means returning the EXISTING *fabric* of a *place* to a known earlier state by removing accretions or by reassembling existing components without the introduction of new material.

1.8 *Reconstruction* means returning a *place* as nearly as possible to a known earlier state and is distinguished by the introduction of materials (new or old) into the *fabric*. This is not to be confused with either re-creation or conjectural reconstruction which are outside the scope of this

文化的意義を持つ「場所」の保存のためのオーストラリアイコモス憲章（バラ憲章）

1981年2月23日オーストラリアイコモスにより採択

序言

記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章（ヴェニス憲章）、および第5回イコモス総会決議（モスクワ、1978年）を顧慮しつつ、以下の憲章はオーストラリアイコモスにより採択された。

定義

第1条

この憲章において、

1.1 「場所」¹⁾とは、適切な内容物と周辺環境を伴う、敷地、領域、建造物あるいは他の工作物、建造物群あるいは他の工作物群、を意味する。

1.2 「文化的意義」とは、過去、現在、未来の各世代にとっての美学的、歴史的、科学的、もしくは社会的な価値を意味する。

1.3 「素材」²⁾とは、「場所」を構成する全ての物質的な材料を意味する。

1.4 「保存」³⁾とは「文化的意義」を保持する目的で「場所」の管理をする全ての段階を意味する。それは「日常的維持行為」を含むもので、状況によっては「現状保存」、「材料を保持する復原」、「復原」、「転用のための整備」を含むこともあり、常はこれらの2つ以上が組み合わされて行われるものであろう。

1.5 「日常的維持行為」は「場所」の内容物及び環境である「素材」への絶え間ない保守的な管理を意味し、修理からは区されるものである。修理は「材料を保持する復原」、「復原」を含んでおり、それらに従ってとり扱われるべきである。

1.6 「現状保存」⁴⁾は「場所」の「素材」を現在の状態に維持し、その悪化を遅延させることを意味する。

1.7 「材料を保持する復原」⁵⁾は、ある「場所」の現存の「素材」を、後世付加物を取り除いたり、現存の構成物を新規材料を使わずに再構成することにより、知りうる範囲でより古い状態に戻すことを意味する。

1.8 「復原」⁶⁾はある「場所」を、かつてのある既知の状態に、できる限り近く戻すことを意味する。そして、そ

Charter.

1.9 *Adaptation* means modifying a *place* to suit proposed compatible uses.

1.10 *Compatible use* means a use which involves no change to the culturally significant *fabric*, changes which are substantially reversible, or changes which require a minimal impact.

CONSERVATION PRINCIPLES

ARTICLE 2.

The aim of conservation is to retain or recover the *cultural significance* of a *place* and must include provision for its security, its *maintenance* and its future.

ARTICLE 3.

Conservation is based on a respect for the existing *fabric* and should involve the least possible physical intervention. It should not distort the evidence provided by the *fabric*.

ARTICLE 4.

Conservation should make use of all the disciplines which can contribute to the study and safeguarding of a *place*. Techniques employed should be traditional but in some circumstances they may be modern ones for which a firm scientific basis exists and which have been supported by a body of experience.

ARTICLE 5.

Conservation of a *place* should take into consideration all aspects of its *cultural significance* without unwarranted emphasis on any one at the expense of others.

ARTICLE 6.

The conservation policy appropriate to a *place* must first be determined by an understanding of its *cultural significance* and its physical condition.

ARTICLE 7.

The conservation policy will determine which uses are compatible.

ARTICLE 8.

Conservation requires the maintenance of an appropriate visual setting, e.g. form, scale, colour, texture and

の「素材」へ新材であれ旧材であれ材料を導入することで、「材料を保持する復原」からは区 される。これは再一創造や推測を含んだ再建と混同されるものではない。これらは本憲章の範囲外である。

1.9 「転用のための整備」はある「場所」を、「転用」の提案に沿うように修正することを意味する。

1.10 「転用」は文化的に意義のある「素材」には変化を来さないか、変化を要しても本質的に可逆的であるか、あるいは最小限の影響に止まるような使用法を意味する。

「保存」の原則

第2条

「保存」の目的は、「場所」の「文化的意義」を保持するか、もしくは回復することにある。ここには「場所」の安全保障、「日常的維持行為」、未来に対する備えが含まれねばならない。

第3条

「保存」は現存する「素材」の尊重に基礎を置いている。そして物理的処置⁷⁾が最小限ながら含まれるであろう。この物理的処置は、「素材」が与えてくれる痕跡を歪曲させる行為であってはならない。

第4条

「保存」には、「場所」の研究と保護に貢献しうるすべての分野をうまく利用すべきである。「保存」には伝統的な方法が用いられるべきだが、状況によっては近代的な方法も、確固たる科学的基礎があり、集積された経験に裏付けられているのであれば、用いられうる。

第5条

「場所」の「保存」においては、その「文化的意義」のある を不当に強調し他の側 を犠牲にすることなく、すべての側 を考慮すべきである。

第6条

ある「場所」にふさわしい保存方針は、第一にその「文化的意義」と物質の状態を理解した上で決定されねばならない。

第7条

保存方針が決まれば、転用の際、適した用途が自ずと決定されるであろう。

第8条

「保存」には、たとえば形態、規模、色、素材感、材料などの、適切な景観の維持が必要となる。景観に悪影響を及ぼす新しい建設、破壊、改造は許されるべきではない。「場所」の鑑賞、享受に悪影響を及ぼす環境への侵害行為は排除されるべきである。

materials. No new construction, demolition or modification which would adversely affect the setting should be allowed. Environmental intrusions which adversely affect appreciation or enjoyment of the *place* should be excluded.

ARTICLE 9.

A building or work should remain in its historical location. The moving of all or part of a building or work is unacceptable unless this is the sole means of ensuring its survival.

ARTICLE 10.

The removal of contents which form part of the *cultural significance* of the *place* is unacceptable unless it is the sole means of ensuring their security and *preservation*. Such contents must be returned should changed circumstances make this practicable.

CONSERVATION PROCESSES

Preservation

ARTICLE 11.

Preservation is appropriate where the existing state of the *fabric* itself constitutes evidence of specific *cultural significance*, or where insufficient evidence is available to allow other conservation processes to be carried out.

ARTICLE 12.

Preservation is limited to the protection, *maintenance* and where necessary, the stabilization of the existing *fabric* but without the distortion of its *cultural significance*.

Restoration

ARTICLE 13.

Restoration is appropriate only if there is sufficient evidence of an earlier state of the *fabric* and only if returning the *fabric* to that state recovers the *cultural significance* of the *place*.

ARTICLE 14.

Restoration should reveal anew culturally significant aspects of the *place*. It is based on respect for all the physical, documentary and other evidence and stops at the point where conjecture begins.

ARTICLE 15.

Restoration is limited to the reassembling of displaced components or removal of accretions in accordance with Article 16.

第9条

建造物や工作物は歴史を じて存在した場所にあるべきである。建造物や工作物のすべて、あるいは一部を移動することは、その存続を保証する方法が他に存在しない場合でなければ容認できない。

第10条

「場所」の「文化的意義」の一翼を担っている構成物を除去することは、もしこれがその安全と「現状保存」を保証する唯一の方法でないならば容認できない。除去された構成物は、状況が変化して再び使用できることになるならば、もとの状態に戻されねばならない。

「保存」の過程

「現状保存」

第11条

「現状保存」という方法は、「素材」の現在の状態がそれ自体で特 な「文化的意義」を証している場合、あるいは「現状保存」以外の保護方法を実行するには証拠不十分である場合にふさわしい。

第12条

「現状保存」は保護と「日常的維持行為」に限定される。そして必要であれば、現存の「素材」の補強が、文化的意義のねじ曲げがなされない限りで行われる。

「材料を保持する復原」

第13条

「材料を保持する復原」という方法は、より古い時点における「素材」の状態を知るための十分な証拠がある場合、そして以前の状態に「素材」を復すことが「場所」の「文化的意義」を回復することになる場合にのみふさわしい。

第14条

「材料を保持する復原」においては、「場所」の文化的に意義のある側 があらためて開示されるべきである。「材料を保持する復原」は、すべての物的証拠や記録証拠、もしくはその他の証拠を尊重することにその基礎を置き、推測が始まる時点で止められる。

第15条

「材料を保持する復原」は、置き換えられてしまった構成物の再構成、もしくは第16条の範囲内での後世付加物の除去に限定される。

第16条

「場所」へのすべての時代の貢献を尊重せねばならない。もしある「場所」が異なるいくつかの時代の「素材」を含んでいるならば、ある時代の「素材」を他の時代のものの

ARTICLE 16.

The contributions of all periods to the *place* must be respected, If a *place* includes the *fabric* of different periods, revealing the *fabric* of one period at the expense of another can only be justified when what is removed is of slight *cultural significance* and the *fabric* which is to be revealed is of much greater *cultural significance*.

Reconstruction

ARTICLE 17.

Reconstruction is appropriate where a *place* is incomplete through damage or alteration and where it is necessary for its survival, or where it recovers the *cultural significance* of the *place* as a whole.

ARTICLE 18.

Reconstruction is limited to the completion of a depleted entity and should not constitute the majority of the *fabric* of a *place*.

ARTICLE 19,

Reconstruction is limited to the reproduction of *fabric* the form of which is known from physical and/or documentary evidence. It should be identifiable on close inspection as being new work.

Adaptation

ARTICLE 20.

Adaptation is acceptable where the *conservation* of the *place* cannot otherwise be achieved, and where the adaptation does not substantially detract from its *cultural significance*.

ARTICLE 21.

Adaptation must be limited to that which is essential to a use for the *place* determined in accordance with Articles 6 and 7.

ARTICLE 22.

Fabric of *cultural significance* unavoidably removed in the process of adaptation must be kept safely to enable its future reinstatement.

CONSERVATION PRACTICE

ARTICLE 23.

Work on a *place* must be preceded by professionally prepared studies of the physical, documentary and other, evidence, and the existing *fabric* recorded before any disturbance of the *place*.

犠牲の上に露出させることは、その際に除去される物がわずかな「文化的意義」しかもたず、しかも露出する「素材」が格段に大きな「文化的意義」をもつときにのみ正当化されうる。

「復原」

第 17 条

「復原」という方法は、「場所」が損傷や改変により不完全な状態にある場合、「場所」の存続に必要な場合、もしくは「場所」の「文化的意義」をその全体において回復しうる場合に、ふさわしい。

第 18 条

「復原」は消滅した実体を完全なものにすることに限定され、「復原」される部分が「場所」の「素材」の大勢を占めるべきではない。

第 19 条

「復原」は物的、かつ／または記録証拠から知られる形に「素材」を再生産することに限定される。「復原」される部分は、注意して見れば新規の仕事であることが識 できる ようにすべきである。

「転用のための整備」

第 20 条

「転用のための整備」という方法は、「場所」の「保存」がこの方法以外ではなし得ない場合、そしてその行為が「文化的意義」を本質的に減ずることがない場合、容認される。

第 21 条

「転用のための整備」行為は、第 6、7 条に従って決定された「場所」の用途に必要不可欠である場合に限定されねばならない。

第 22 条

「転用のための整備」の過程で不可避免的に除去された「文化的意義」のある「素材」は、将来の回復が可能のように安全に保管されなければならない。

「保存」の実践

第 23 条

「場所」に対して何らかの作業を行うには、それに先だって物的証拠、記録証拠、そしてその他の証拠についての専門的研究が行われていなければならない。そして「場所」の性格を侵害するいかなる行為に際しても、前もって現存の「素材」を記録に納めておかねばならない。

第 24 条

「素材」への何らかの侵害を伴うような、あるいは考古学的発掘による、「場所」についての研究は、以下の場合に

ARTICLE 24.

Study of a *place* by any disturbance of the *fabric* or by archaeological excavation should be undertaken where necessary to provide data essential for decisions on the *conservation* of the *place* and/or to secure evidence about to be lost or made inaccessible through necessary *conservation* or other unavoidable action. Investigation of a *place* for any other reason which requires physical disturbance and which adds substantially to a scientific body of knowledge may be permitted, provided that it is consistent with the conservation policy for the *place*.

ARTICLE 25.

A written statement of conservation policy must be professionally prepared setting out the *cultural significance*, physical condition and proposed *conservation* process together with justification and supporting evidence including photographs, drawings and all appropriate samples.

ARTICLE 26.

The organization and individuals responsible for policy decisions must be named and specific responsibility taken for each such decision.

ARTICLE 27.

Appropriate professional direction and supervision must be maintained at all stages of the work and a log kept of new evidence and additional decisions recorded as in Article 25 above.

ARTICLE 28.

The records required by Articles 23,25,26 and 27 should be placed in a permanent archive and made publicly available.

ARTICLE 29.

The items referred to in Article 10 and Article 22 should be professionally catalogued and protected.

(Words in italics are defined in Article 1.)

限定して着手されるべきである。すなわち「場所」の「保存」方針の決定にとって本質的な情報を収集するのに必要な場合、かつ／または、不可欠な「保存」行為または他の不可避の行為により、失われたか、近づくことができなくなっている証拠を守るのに必要な場合である。その他のなんらかの理由による「場所」の調査、つまり物理的侵害を要するとか、科学的知識群へ十分な寄与をするというような理由によるものは、その「場所」の保存方針と一致するものに限り、許可されうる。

第 25 条

保存方針についての書による声明は、「文化的意義」、物理的状态、保存過程の提案を提示しつつ専門的に作成されねばならない。保存過程の提案は、その「保存」を正当化し支持するための証拠である、真や絵・図、そしてすべての適切な標本を伴わねばならない。

第 26 条

方針決定に責任のある組織と個人が指名されねばならない。そしてそれらの決定のおおのみに特な責任を負わねばならない。

第 27 条

作業のすべての局において専門家の適切な方向付けと助言がなされ続けなければならない。そして新たな証拠についての記録が続けられねばならない。付加的な決定は上記第 25 条に準じて記録されねばならない。

第 28 条

第 23、25、26、27 条にて要求された記録は、恒久的な文書館に置き、公共に利するようにすべきである。

第 29 条

第 10 条、第 22 条にて言及された項目 [除去された構成物] は、専門的に目録化され、保護されるべきである。

(イタリック体の用語は第 1 条で定義されたものである。)

(清水重敦 訳)

訳註

・第 1 条にて定義された意味で使用されているイタリック体の用語については、すべて「」付きで訳出している。

1) place 憲章の対象をひとことで表すこの語は、意図的に抽象性の高い語を用いることで、その対象の示す範囲をばかしたものであろう。適当な訳語がないが、ここではひとまず、「場所」と訳しておく。

2) fabric material という語を用いず、また contents という語とも区してわざわざこの語を使用していることから、「場所」を構成する要素は、独立して存在しているのではなく、織物のように絡み合いながら存在している、という意味

を込めようとしているのだと考えられる。ここではこの意味を表現することばを造語することは避け、「素材」とカッコ付きで訳しておく。

3) conservation 一 的な「保護」という意味を持つ語としては、protection が用いられており、それとははっきりと使い分けられている。conservation はより具体的な、維持管理および物理的処置を指し示しているので、「保存」と訳す。

4) preservation 定義された内容は「凍結保存」に近いが、時間による変化を容認しながら現状を守っていくという、より積極的な行為であるので、「現状保存」という訳をあてた。

5) restoration 広義には「修復」、狭義には「復原」と訳されることが多い語であるが、ここでは下記の reconstruction がむしろ「復原」を指しており、restoration は、復原の際に材料の新規導入を完全に排除する、理想的にすぎる嫌いのある行為として定義されている。reconstruction と区している。

6) reconstruction 常はなくなってしまった建物を再建する際に用いられることが多い語であるが、ここでの定義はその行為を除外しており、修理の際の「復原」を示す語として定義されている。

7) physical intervention 本憲章で定義されている「現状保存」と、修理（「材料を保持する復原」「復原」を含む）の際に行われる建造物の現状への物理的な干渉を示す。ここでは文化庁の訳語に従って「物理的処置」と訳した。